

# 質 問 書

2023 年 6 月 23 日

「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージ I-4（インドネシア、ラオス、東ティモール）(QCBS)」  
 （公示日：2023 年 6 月 7 日／調達管理番号：23a00111）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 3 章 1. (3) 1) ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数 (p.24)		「約 5.57 人月」としていましたが、「約 8.17 人月」へ修正とさせていただきます。
2	第 2 章 第 3 条 業務の目的と範囲 (p.11)	対象案件 1 は、円借款「ハサヌディン大学工学部整備事業」と技術協力「ハサヌディン大学工学部研究・連携基盤強化プロジェクト」(一体評価)とされていますが、同じ実施機関が実施した「ハサヌディン大学工学部強化計画プロジェクト」(円借款附帯プロジェクト：2009 年～2012 年)は対象外という理解でよいでしょうか？同事業の事後評価結果は JICA ウェブサイトからは見つけられませんでした。受注後参考資料として閲覧可能でしょうか？	「ハサヌディン大学工学部強化計画プロジェクト」(円借款附帯プロジェクト：2009 年～2012 年)は、2 億円未満の案件でしたので、事後評価対象外となります。
3	第 2 章 特記仕様書案 第 4 条 業務の実施方針及び留意事項 (2) 安全配慮と現地調査範囲 2) インドネシア：貧困削減地方インフラ開発事業、貧困削減地方インフラ開発事業 (II) (一体評価)	「代表的なサイト(郡)を 9 つ訪問する」に関して、各郡において 6 つのサブプロジェクト(①交通関連施設、②上水・衛生関連施設、③生産関連施設、④市場関連施設、⑤保健関連施設、⑥教育関連施設)を訪問する、すなわち合計 54 サブプロジェクトを訪問するという想定されているのでしょうか？ それとも、各郡において 1 つのサブプロジェクト、すなわち合計 9 サブプロジェクトを訪問するという想定されているのでしょうか？	指定した 3 県から 9 群を選択し、6 つのコンポーネントをバランスよく含み、9 つのサイト訪問を想定しています。

4	<p>第2章 特記仕様書案 第4条 業務の実施方針及び留意事項 (2)安全配慮と現地調査範囲 2)インドネシア: 貧困削減地方インフラ開発事業、貧困削減地方インフラ開発事業(II) (一体評価)</p>	<p>「訪問する3郡について、選定基準や選定方法も含めてプロポーザルで提案すること」に関して、  公開資料(事前評価表)及び提供資料(審査調書、PCR)には、各郡におけるサブプロジェクトの実施状況に関する情報が見当たりません。  各郡における実施状況(金額規模、実施数、サブプロジェクトの内容等)に関する情報が記載された資料をご提供いただけますでしょうか？  そのような情報をご提供いただけない場合は、「3郡の選定基準は、交通関連施設、上水・衛生施設、生産関連施設、市場関連施設、保健関連施設、教育関連施設のコンポーネントをバランスよく含み、サブプロジェクトの規模が比較的大きいサイトが望ましい」という指示に沿った提案が現時点では困難と思いますので、指示内容を再考いただけますと幸いです。</p>	<p>訪問するサイトは、契約締結後(評価方針策定時)に受注者と発注者で協議の上決定します。プロポーザルの作成段階では、公開資料と提供資料の情報に基づき、選定基準と選定方法についての提案を求めています。仕様書に記載の内容に加えて、他のご提案があればプロポーザルでのご提案をお願いします。</p>
5	<p>第2章第4条(2)4)東ティモール: 東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画(p.16~p.17)</p>	<p>「取り残されやすい受益者へも公平に裨益されたか、既存資料および実施機関へのヒアリング、の定性調査から確認できる範囲で検討すること。」とありますが、本件は第5条(5)にて定性調査対象に含まれていないことから、「既存資料および実施機関へのヒアリングから確認できる範囲で検討」と読み替えてよいでしょうか？</p>	<p>仕様書 P16、17 に、取り残されやすい受益者に関する確認方法として例示されている定性調査は、新6基準による事後評価において実施する、事業関係者や受益者へのインタビューを通じた情報収集を想定しています。</p>
6	<p>P.18 第2章、第5条、(5)定性調査 1)インドネシア…</p>	<p>調査内容の「格差是正」とは何における格差を意味するか教えて頂けますでしょうか。</p>	<p>以下の通り訂正します。  (訂正前)</p>

			格差是正  (訂正後) 所得の格差是正
7	第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (5)定性調査 1)インドネシア「貧困削減地方 インフラ開発事業、貧困削減 地方インフラ開発事業(II)(一 体評価)」	「調査内容」に「格差是正」とありますが、「格差」とは何における誰と誰の間の格差のことを指しているのでしょうか。	質問回答6を参照。
8	P.19 第2章、第5条、(5)定性調査 2)ラオス・・・	「定性調査及び LNOB に係る詳細分析」とあるが、記載されている調査内容を見ると、LNOB の観点による分析に関する定性調査、という理解でよいか。	第5条(5)2)には、定性調査と LNOB に係る詳細分析の2種類の調査について記載しています。 定性調査の「調査範囲」は、第1パラグラフに記載のとおり、調査対象者は、生徒のほか、校長や教員等の学校関係者や、事業関係者が含まれます。「調査内容」について、本事業の定性的効果は、「中等教育の施設・設備を整備することにより、生徒にとって適切な学習環境、また教員にとって指導しやすい環境となることで、中等教育の質の向上に寄与する。」となっていますので、LNOB の視点も含め、事業効果の発現状況を確認することを想定しています。  LNOB に係る詳細分析の「調査範囲」は、第2パラグラフに記載の通り、上記定性調査に加え、本事業の対象4校とそれぞれの対象校と同じ郡に位置する非対象校4校でインタ

			ビュー調査を行い、LNOB の観点からのさらなる分析を行うことを想定しています。
9	第2章第5条(5)定性調査2)ラオス「中南部地域中等学校環境改善計画」(p.19)	企画競争説明書 p.19 に記載の「調査内容」は、LNOB に係る調査内容と思われませんが、定性調査の調査内容については特に指定はなく、一般的な受益者調査として実施するという理解でよいでしょうか？ また、インタビュー調査をすべて評価者が行うか、現地調査補助員が全部または一部を行うかの指定はないという理解でよいでしょうか？	第5条(5)2)には、定性調査とLNOBに係る詳細分析の2種類の調査について記載しています。 1つ目のご質問については、質問回答8をご参照ください。 2つ目のご質問については、特に指定はありません。
10	P.19 第2章、第5条、(5)定性調査2)ラオス…	調査範囲で「1学校につき10名程度の通っている女子生徒及び障害を持つ生徒」とあるが、これは非対象校のインタビュー対象人数を意味するか。意味する場合、調査対象は、対象校から10校×10名程度、非対象校から4校×10名程度、という理解でよいか。	第5条(5)2)には、定性調査とLNOBに係る詳細分析の2種類の調査について記載しています。 定性調査については、本事業の対象となった10校(1学校につき10名)の合計100名程度を想定しています。 LNOBに係る詳細調査については、「上記対象校10校のうち4校」と「それぞれの本事業の対象となった4校と同じ郡に位置する非対象校4校」としておりますので、それぞれ4校×10名程度で、合計80名程度を想定しています。 なお、上記のLNOBに係る詳細分析の対象は、本事業の対象となった4校計40名(定性調査の対象となる本事業の対象校10校のうち4校)が想定されるため、定性調査の100名と重複しても構いません。  上記により、定性調査とLNOBの調査対象者の総数は、150名程度を想定しています。

11	P.19 第2章、第5条、(6)詳細分析 1)東ティモール…	「…本事業や一連の協力に従事した関係者や当事者(多くがディリ在住)…」とあるが、日本側の関係者、当事者の多くもディリ在住ということか。	当事者については、多くがディリ在住となります。日本側の関係者については、本邦でのインタビューの可能性もあります。
12	第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容 (5)定性調査 2)ラオス「中南部地域中等学校環境改善計画」	「調査内容」に「格差是正への影響の程度」とありますが、「格差」とは何における誰と誰の間の格差のことを指しているのでしょうか。	本事業の事前評価表の(7)3)において社会開発促進のための取り組みが記載されています。ジェンダー配慮、障害者配慮の観点から、本事業の受益者に公平に効果が発現しているかどうかを確認することを想定しています。
13	第2章第5条(6) 詳細分析 1)東ティモール「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」※ノンスコア(主体的振り返り)(p.19)	企画競争説明書 p.19 に「本分析では、これらの一連の支援が本事業や一連の協力の有効性・インパクト、さらに持続性に与えた補完的・相乗的な影響・効果について分析を行う。」とあります。 これは、「一連の支援が本事業の有効性・インパクト、さらに持続性に与えた補完的・相乗的な影響・効果について分析を行う」という理解でよろしいでしょうか。そうであれば、続く「具体的には、本事業の形成や実施段階における問題・課題に対し、…一連の協力の成果がどのように活用されたかを分析する」と繋がるように思われます。	ご理解の通りです。  (訂正前) これらの一連の支援  (訂正後) 一連の支援

2023年6月16日回答済み

14	第2章第5条調査の内容 (p.20)	(8)暫定評価に係る実施機関との協議(第2次現地調査)と(10)調査対象実施機関への評価結果概要フィードバックの違いをご教示下さい。	「(8)暫定評価に係る実施機関との協議(第2次現地調査)」は、調査対象実施機関等、相手国側との協議を想定しています。「(10)調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック」は、第2次現地調査の最後に、第2次現地調査結果を踏まえた評価結果概要の報告とコメント聴取を想定しています。
----	-----------------------	--	--

			<p>(8)の項に記載のある「なお、第2次現地調査の最後に JICA 事務所に報告を行うこと。」は(10)と重複しているため、以下のとおり訂正します。</p> <p>(訂正前)  なお、第2次現地調査の最後に JICA 事務所に報告を行うこと。</p> <p>(訂正後)  該当箇所を削除</p>
15	第3章2. 業務実施上の条件 (4) 配布資料／公開資料等 2) 配布資料(該当案件のみ) (p.25) ・インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」審査調書、PCR	インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」PCR として配布を受けたのは一部パッケージの分のみでした。他のパッケージについてもPCRを配布いただくことは可能でしょうか？提案の公平性のため、実施機関より未提出または受注後閲覧可である場合はその旨明示いただけると幸いです。	他の資料については、契約後に受注者に配布いたします。プロポーザルは、現時点での配付資料にて提案をお願いします。
16	P.25 第3章、2.業務実施上の条件 (4) 配布資料／公開資料等 2) 配布資料(該当案件のみ) ・インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」審査調書、PCR	左記 PCR は円借案件の5つのコンポーネントの一部のみを対象としています(施設建設、機材調達)、「フェローシップ・リサーチプログラム」及び「フェローシップ・リサーチプログラムに係るコンサルティングサービス」に関する PCR は作成されておりますでしょうか。作成されている場合、共有をお願いしますでしょうか。	他の資料については、契約後に受注者に配布いたします。プロポーザルは、現時点での配付資料にて提案をお願いします。
17	第3章2. 業務実施上の条件 (1)業務工程 2023年8月～2024年10月(p.25)及び 第2章 特記仕様書案 第4条	ラオス「中南部地域中等学校環境改善計画」では、定性調査及び LNOB に係る詳細分析に加え、対象校全37校の現地踏査(10校は業務従事者が現地調査補助員とともに踏査及びそれ以外のサイトについては、現地調査補助員による現地踏査)が求めら	以下のとおり訂正します。  (訂正前)p15 そのため、10校(対象の4県それぞれから少なくとも2校は確認する)及び

	<p>業務の実施方針及び留意事項(p.15) ラオス「中南部地域中等学校環境改善計画」</p>	<p>れています。これらすべてを実施した場合、左記の期間内で業務を完了するのは困難と思われ、例えば、全サイトの現状把握については、すべて現地踏査するのではなく(現地踏査は可能な範囲に留める)、全校への質問票送付により現状把握を行うなどの工夫が必要と思われませんが、本件業務では本当に全 37 サイトの現地踏査が求められているのでしょうか。</p>	<p>関連する村教育開発委員会(VEDC)については、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査、インタビューを行い、活用状況を把握すること。それ以外のサイトについては、現地調査補助員による現地踏査、インタビューを行い、情報収集する。</p> <p>(訂正後) そのため、10 校(対象の 4 県それぞれから少なくとも 2 校は確認する)及び関連する村教育開発委員会(VEDC)については、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査、インタビューを行い、活用状況を把握すること。それ以外のサイトについては、<u>可能な範囲で</u>現地調査補助員による現地踏査、インタビューを行うこととし、<u>踏査を行わない残りの学校については、既存資料や実施機関のデータ、質問票で状況を確認すること。</u></p>
18	<p>第 3 章4. 見積書作成にかかる留意事項(6)旅費(航空賃)について(p.30)</p>	<p>東ティモール航空賃につき、複数の旅行会社で、経由地(デンパサール等)とディリ間の航空券手配ができず見積も作成できないとのことでした。昨年度の「全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ II-4 (ネパール、フィリピン、東ティモール)(QCBS)」でも同様の状況だったところ、東ティモール航空賃は定額計上となりましたが、本業務についてはどのように対応すればよいかご教示ください。</p>	<p>他の東ティモール案件および弊機構指定旅行代理店に確認したところ、デンパサール⇄ディリ間は手配可能と回答がありました。WEB の見積もり金額を根拠としていただいても差し支えございませんので、見積もり作成をお願いします。</p>